

東日本大震災における宮城県の活動

東北歴史博物館 小谷 竜介

現況

東日本大震災では被災した文化財を対象に文化財レスキュー事業が大規模に実施されたことで知られる。この事業は、被災した歴史的、文化的に価値がありそうな動産の文化遺産を対象に、被災した場所から一時的に退避させ、当面の資料の劣化を止める応急処置を実施するために実施された。この事業内容からもわかるように、あくまでもパートタイムの事業として企画され、平成25年3月31日をもって終了した。本報告は、この事業の宮城県教育委員会の受け入れ担当であったものとして、文化財レスキュー事業終了後の県内の対応について報告するものである。

本県では文化財レスキュー事業により66件の事業が救済され、これらについては一通り活動を終結している。ただし、ここで重要となるのは、文化財レスキュー事業としては、ということである。県内の被災地を見渡すと、実態としてまだまだ活動も実施されているのである。



宮城県被災文化財等保全連絡会議

文化財レスキュー事業終了後の本県における文化財のレスキュー活動では、宮城県被災文化財等保全連絡会議（以下「連絡会議」とする）が、その中心となっている。連絡会議は、被災資料の所在する市町村の教育委員会と資料の保管を行っている博物館等で構成されている組織である（下図参照）。すなわち、動産の文化財の専門家によって構成される組織として作られている。そこで、以下に述べような、被災資料に対する処置に対して、サポートを行っていくことになる。また、文化庁の被災ミュージアム再興事業により、国庫補助事業として被災した文化財の修理や収蔵環境の構築が可能になったことから、本事業を積極的に活用する宮城県の方針の下、事業の実施に係る事業プランの構築や修理方針などについて技術的なアドバイスを受けている。

資料の状態と課題

県内で文化財レスキュー事業の対象となった案件の現状は次のような課題を抱えている。

第一の課題は、一時保管先での安定収蔵の確保である。応急的に一時保管場所を確保しており、ここでは、最低限のセキュリティが確保されているだけの場合もある。そのため、カビ対策としての湿度コントロールの導入や、清掃体制の確保など虫害対策の実施が求められている。

第二の課題は、資料に対する処置の継続である。応急処置はあくまでも応急のものであり、資料の修復を実施する上で、現状等、資料の状態に応じた一層の安定化処置と、資料の今後を見据えた資料の再整理および修理仕様の作成について、順次作業を行っていく必要がある。

収蔵環境

収蔵環境については、現状の改善と新たな収蔵場所での安定化という両面に対応している。現在は市町村をまたぎ、複数の場所に収蔵されているミュージアムの資料もことから、所有者に戻すことを第一義に検討している。現在は、学校等を当面の収蔵場所とすることが増えてきている。この際の処置について、遮光や、防虫、湿度管理について、資料を保管しているミュージアムや教育委員会と協議を行い、方針を決めて行くことが県教委の仕事となった。当然ながら、東北歴史博物館の保存科学担当員や、救済委員会に属する保存環境の専門家との協議も併せて行っている。

こうした中で、新しい環境の中で最も効果的な収蔵環境の構築を検討するプロジェクトが立ち上がるなど、今後の応用が期待されるプロジェクトも立ち上がった。我々が直面する東日本大震災への対応だけではなく、次の震災、それ以上に平時の収蔵環境の構築にも有益な知見が得られることが期待される。

特に津波被災資料については、津波に含まれた水分以外の物質について、被災した立地等の条件により値に異なる状況があり、先記のプロジェクトの他、大学の研究者を中心に立ち上がるプロジェクトと連携しながら、対応を検討していく必要がある。

資料に対する処置

被災した資料、特に津波を受けた資料の処置はまだまだ方針が定まっていないう状況にある。また、これら修理技術の問題とともに、何を何処まで修理することが求められるのか、という問題もある。

前者については、洗浄により状態が可能な資料、具体的には古文書資料は紙質資料については、水洗後乾燥させる方法がある程度確立し、各地で実施している。乾燥に際しては真空乾燥機が機材の手配ができれば簡便である。また、吸着用の濾紙を積み込み、布製収納袋など空気を吸引できる袋を使用して整形しながら乾燥をはかるスクウェルズ法や、1枚ものの資料について、濾紙で挟み込んで扇風機を使って乾燥させるエアストリーム法などが導入されている。一方、水溶性のインクが使用された近代以降の紙資料や絵画類については、慎重な作業が必要となり、修復技術者の手が必要である。このように、一般に水質資料といえどどのような処置を行うかは判断が必要であり、実施するタイミング等を検討する必要がある。こうした資料については、当座の安定化をはかるため、ガスバリア袋を使った脱酸素剤入処理を実施している。

後者は、前記の水洗できない資料をどこまで処置するのかという問題が顕著である。軸装の資料について、作品部分の本紙をはずし、脱塩等の処置を行うのか、軸装まで実施するのかという判断が必要となる。民具等有形の民俗文化財はより深刻である。津波を受けた民俗文化財の多くは物理的に破損しているものが多く、レスキューされた資料も、どの部材とどの部材が接合するのかが判別が難しい資料が多数ある。また、民俗文化財は資料1点1点の価値よりも、群としての価値を評価するため、個々の資料の修復とともに群の修復も考える必要がある。



石巻市収蔵庫に搬入される準備調査の様子



収蔵スペースの整備方針調査の様子



脱塩処理による資料の経入作業



被災資料のクリーニングおよび状態調査

被災ミュージアム再興事業

これら、資料の救済保全を図っていく上で24年度より開始された文化庁の補助事業、被災ミュージアム再興事業が大きな力となっている。被災ミュージアム再興事業は、東日本大震災により被害を受けた博物館の収蔵資料を対象に、①修理し、②記録の再構築を図り、③資料の一時保管場所を確保することができることとなる。ここでは、仮設収蔵庫の建設や資料を再整理するための備品の購入、またこれらの活動を実践する嘱託職員の雇用なども可能となっている。予算規模も大きいことから、今後はこの補助金を使って資料の保全を図っていくことになる。

今後に向けて

震災から二年を経て、被災した動産の文化財を巡る課題が明らかになるとともに、その対応のための手立てが整いつつある。では、これで先の見通しが晴れ渡ったのかといえば、必ずしもそうはなっていない。最大の問題は人手である。対象資料について、そして文化財の保存を知っている専門家の人手である。

被災し所在場所を動かした資料は、再整理をし、また保存修復を行う必要がある。この際、どのようなレベルの処置を行う必要があるのか、それにはどの程度の技術が必要か、という判断が必要となっており、その判断を行う人材が必要となっている。こうした人的リソースの不足は、連絡会議の活動と併せて、まだまだ全国の支援が必要状況であることを示しており、本学会をはじめ、多くの専門家による引き続きのアドバイスをお願いしたい。

